

環廃産発第 2408302 号
令和 6 年 8 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長
（公印省略）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
（公印省略）

微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）
について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油を含有している使用中の電気機器（以下「微量PCB含有電気機器」という。）に対して、課電自然循環洗浄法を用いた課電洗浄を実施としていたが、今般、新たに使用中の微量PCB含有電気機器中のPCB油を分解・洗浄する技術である脱塩素化分解・洗浄法について、経済産業省及び環境省が「微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会」における検討結果を踏まえて、環境保全と電気保安を確保した分解・洗浄手順等を明確化するため、別添のとおり「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）」（以下「手順書」という。）を取りまとめた。

本日、経済産業省において、電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づく、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」（以下「PCB内規」という。）の改正が公布されたことから、併せて手順書についても公布する。

今後、微量PCB含有電気機器は本手順書に基づき脱塩素化分解・洗浄を完了した場合はPCB内規に従い報告規則又は原子力報告規則に基づく廃止・変更書を届け出ることとなる。ついては、手順書に基づく脱塩素化分解・洗浄法により洗浄された微量PCB含有電気機器の取扱いについては、次の点に留意いただきたい。

また、本手順書制定に併せて「微量PCB含有電気機器 課電自然循環洗浄実施手順書」（令和2年12月24日改正）の名称を「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（課電自然循環洗浄法）」に変更する等の改正をしたので併せてお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 微量PCB含有電気機器が手順書に基づき脱塩素化分解・洗浄を完了した場合は、報告規則第4条の2の規定により、これを設置する者は、当該微量PCB含有電気機器が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長（原子力発電工作物たる微量PCB含有電気機器にあつては、原子力報告規則第4条の2の規定により、経済産業大臣及び原子力規制委員会）に対して、PCB含有電気工作物廃止届出書を届け出ることとなるが、本届出が適正に行われた機器（以下「脱塩素化分解・洗浄完了機器」という。）が廃棄物となったものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）第2条に規定するPCB廃棄物並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号に規定する廃PCB等及びPCB汚染物に該当しないものであること。

また、脱塩素化分解・洗浄完了機器であることは、当該機器を設置する者が手順書3.により保管した記録を閲覧する又は産業保安監督部等に問い合わせることにより確認できること。

なお、脱塩素化分解・洗浄完了機器は、PCB特措法第8条により届出されるPCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書において、PCB廃棄物に係るPCB使用製品の状況の記載対象から除かれるものであること。

2. 手順書2.（2）により抜油された微量PCB汚染絶縁油は脱塩素化分解・洗浄装置に入れて無害化処理を行う、当該油が付着したPCB濃度が0.5mg/kgを超える汚染物はPCB廃棄物として適正に処理をする必要があること。

3. 脱塩素化分解・洗浄完了機器が廃棄物となったものについて、当該廃棄物を構成する油含浸性の紙及び木製の部材については、PCB廃棄物には該当しないものの、廃油を含む廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理する必要があること。